

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

2017年12月31日現在

■平成29年10月1日～平成29年12月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月27日	消費者被害防止のための成年年齢引下げに反対する会長声明	群馬弁護士会 会長 釘島 伸博	<p>第1 声明の趣旨 若年者の消費者被害を防止するため、現時点での民法の成年年齢を18歳に引き下げることに反対する。 成年年齢の引下げに先立ち、①消費者契約における年齢又は障害による判断力の不足等に乗じた勧誘によって不利益な契約をした場合の取消権の創設②特定商取引に関する勧誘規制や取消権の創設③割賦販売法や貸金業法における資力・収入要件の導入・強化などの施策を行うべきである。</p> <p>第2 声明の理由 当該引下げがなされることは、18歳、19歳の者が、当該契約に関する未成年者取消権を失うことを意味する。 国民生活センターの報道発表資料によると、18歳、19歳の平均相談数に対して、20歳から22歳の相談件数は、1.5倍以上に増加している。 かかる現状に鑑みれば、現行民法における未成年者取消権が、不当な契約を勧誘する悪質な事業者に対する抑止機能を有していることは明らかである。 2009年10月28日法制審議会においても、「引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」としていた。 平成25年10月実施の内閣府による世論調査報告書によると、契約を一人であることができる年齢を18歳とすることの賛否は、賛成が18.6%、反対が79.4%に及んでいる。 以上のとおり、成年年齢の引下げは、若年者の消費者被害の低年齢化・拡大を招くおそれがあること、国民意識においても、18歳、19歳の者を成人として扱うことに反対する国民が多く、若年者の自立や消費者被害の懸念を払拭する施策等の効果が何ら浸透されていないことから、現時点で成年年齢を18歳に引き下げることについては、時期尚早であり、反対である。 成年年齢を18歳に引き下げるに当たっては、消費者教育を通じ、18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットにされないような成熟度を持ち、かつ消費者被害を防止するための法制度の整備がまずもってなされるべきである。</p>
11月9日	成年年齢を引き下げた民法改正に反対する意見書	神奈川県弁護士会 会長 延命 政之	<p>第1 意見の趣旨 成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正に反対する。</p> <p>第2 意見の理由 現状では、義務教育・高等教育における消費者教育はまだ十分といえず、民法の成年年齢を引き下げ、これに伴い18歳以上20歳未満の者が締結する契約を、未成年者取消権や親権者による同意権の対象外とすることは、消費者被害の観点から非常に危険である。また、18歳以上20歳未満の若年者に対して、過剰与信が行われることも懸念される。 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるのであれば、若年者保護の観点から、最低限でも、消費者法の分野において、 ①消費者契約法を改正し、判断力、知識、経験等の不足につけこんで若年者等に契約を締結させた場合に、同契約を取り消すことができる制度を設けること ②特定商取引法を改正し、18歳以上20歳未満の若年者に特定商取引法所定の特定商取引を行う場合には、事業者には、当該若年者の知識、経験、財産状況に照らし、不相当でないことの確認を義務付け、かつ同確認を怠った場合の取消制度を設けるとともに、これが訴訟で争われた場合には、同確認を行ったことの立証責任を事業者側に負わせること ③特に弊害が予想される、連鎖取引販売について、18歳以上20歳未満の若年者に対する勧誘を禁止すること ④貸金業法、割賦販売法を改正し、18歳以上20歳未満の若年者に与信をする場合に、過剰与信にならないよう資力要件と確認要件につき厳格化を図り、これらの要件を欠くや与信を行った業者は元本を含めた返還請求ができないこととすることを含めた若年者保護の制度を設けること等が必要である。 以上のような消費者被害の観点以外にも、離婚の際の養育費について、家庭裁判所の実務に照らせば、養育費の支払終期が早まり、18歳以上20歳未満の若年者の生活や教育について経済的な悪影響がもたらされることが懸念される。 また、ブラックバイト問題に対して有効な、労基法58条が定める未成年者に不利な労働契約の解除権も、18歳以上20歳未満の若年者は行使できなくなってしまう。 さらに民法の成年年齢の引下げは、少年法の適用年齢の引下げと論理的に直結する者ではないが、少年法に関する議論における意見等からすれば、少年法の適用年齢の問題にも事実上大きな影響を及ぼす懸念がある。 したがって、民法の成年年齢の引下げは、民法その他未成年者の保護を図る各法律の趣旨・目的を踏まえた慎重な検討が必要不可欠であり、成年年齢の引下げによってもたらされるこれらの不利益に対する手当もないまま、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正には反対する。</p>

11月27日	民法の成年年齢引下げに反対する意見書	愛知県弁護士会 会長 池田 桂子	<p>以下の理由により、現段階での成年年齢の引下げに反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年10月の法制審議会の「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」で掲げている「成年年齢の引下げの意義(必要性)」が成年年齢の引下げをする理由にはなっていないこと ・未成年者取消権の喪失、国民が成年年齢の引下げを望んでいないこと、高等学校で消費者被害が蔓延する危険性があることのように数多くの問題がある。 ・つけ込み型不当勧誘についての取消権、特定商取引についての若年者取消権、クレジット契約についての規制、キャッシングに関する規制など消費者問題拡大に対する必要な手当がされていないこと ・現状の消費者教育では不十分であること
12月14日	「消費者契約法専門調査会報告書」に関する意見書	大阪弁護士会 会長 小原 正敏	<p>第1 全体に渡る意見 各規定案は、現行法の不十分なところの改善に資することから、そのすべてを立法化すべきである。 ただし、全体として、高齢化の進展等への対応として不十分であり、特に、高齢者や若年者等の判断力等の不足に乗じて契約を締結した場合に、消費者に取消権を認める規定を提案していないことは問題である。</p> <p>第2 個別事項に対する意見</p> <p>1 条項使用者不利の原則(法第3条1項関係) 規定案に賛成であるが、明文規定で、条項使用者不利の原則を定めるべきである。</p> <p>2 消費者に対する配慮に努める義務(法第3条1項関係) 規定案に賛成であるが、考慮事項には、「年齢その他の特性」も付加すべきである。</p> <p>3 不利益事実の不告知(法第4条2項関係) 規定案にかかる追加をすることに賛成であるが、不利益事項の不告知が、利益事項の告知と相まって不実告知と同視できるような場合には、故意なくして取消しできることとすべきである。また、故意等の主観的要件を維持するのであれば、先行行為用件を削除すべきである。</p> <p>4 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(法第4条3項関係)(報告書第2-2①) 規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成であるが、事業者が認識している場合のみならず、認識可能な場合にも取消しを可能にすべきである。</p> <p>5 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(法第4条3項関係)(報告書第2-2②) 規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成であるが、「…関係を維持することができない旨を告げること」という部分は、「この状態を利用して、消費者が求めない契約の締結を求めること」と改めるべきである。</p> <p>6 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加(法第4条3項関係)(報告書第2-3①) 規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成であるが、対象範囲を契約に関連する行為等を行った場合にまで広げるべきである。</p> <p>7 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加(法第4条3項関係)(報告書第2-3②) 規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成であるが、「強引に」という文言は削除すべきである。</p> <p>8 不当条項類型の追加(法第8条関係)(報告書第2-5①) 規定案にかかる規定を設けることは賛成であるが、「のみ」という文言は削除すべきである。</p> <p>9 不当条項類型の追加(法第8条関係)(報告書第2-5②) 規定案にかかる規定を設けることは賛成であるが、事業者の決定権限付与条項にとどまらず、事業者の解釈権限付与条項についても無効とする規定を設けるべきである。</p> <p>10 「平均的損害の額」の立証に関する規律の在り方(法第9条関係) 規定案にかかる規定を設けることに賛成であるが、「平均的な損害の額」の立証責任は、消費者ではなく事業者に負担させるべきであり、そのことを端的に明文化すべきである。</p> <p>第3 規定案に盛り込まれなかった項目に関する意見</p> <p>1 約款の事前開示(法第3条関係) 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示に関する規定を設けるべきである。具体的には、消費者が契約締結前に契約条項(約款を含む)の内容をあらかじめ認識できるよう契約締結に先立って、事業者は、合理的な方法で消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置くべきことを明示する規定を設けるべきである。</p> <p>2 「勧誘」要件の在り方(法第4条関係) 「勧誘」要件の在り方について、2017年1月24日の最高裁判決を踏まえ、当面は、個別事案における法の解釈・適用に委ねるのが妥当である。</p> <p>3 不当条項類型の追加(法第8条関係) いわゆるサルベージ条項を無効とする旨の規定を設けるべきである。</p> <p>4 不当条項類型の追加(法第8条関係) 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする旨の規定を設けるべきである。</p> <p>5 消費者の債務の消滅時効 消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権につき、時効期間を3年とする規定を設けるべきである。</p>

12月26日	民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する会長声明	第一東京弁護士会 会長 澤野 正明	<p>1 未成年者取消権の喪失による若者の消費者被害増加 「消費者生活年報」によれば、契約当事者と別の人が消費生活センター等に相談する割合は、20歳未満の場合、66.9%となっており、他の年代と比べて高い割合となっている。この世代の者は、消費者被害に遭った場合、自ら相談や解決に向かっていく能力に乏しいことを端的に示している。成年年齢引下げにより、若年層が悪徳な詐欺業者等に狙われ、消費者被害が表面化することなく拡大していくこととなる。</p> <p>また、全国の消費者生活センター等に寄せられた消費生活相談の内、「20歳未満」の占める割合は、他の年代と比較すると低い割合となっている。これは、未成年者取消権を行使することで被害回復を図ることができ、悪徳詐欺業者等に対する牽制につながっているからである。</p> <p>したがって、18歳、19歳の者の未成年者取消権が喪失することによって、18歳と19歳の若者がマルチ商法をはじめとした悪徳な詐欺商法等の狙い撃ちに遭い、消費者被害を拡大させてしまうことに直結する。</p> <p>2 選挙権とは無関係であること 法律行為についての行為能力に制限がある成年被後見人であっても選挙権が認められることと同様、法律行為の行為能力と選挙権の問題は別次元であり、安易に選挙権の議論と結びつけるべきではない。</p> <p>3 結論 以上のとおり、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに反対する。</p>
--------	----------------------------	----------------------	--

<地方消費者行政関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月10日	地方消費者行政の一層の充実・強化を求める意見書について	大分県弁護士会 会長 大森 克磨	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政推進交付金について、平成30年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう改めるとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤整備も適用対象に含め、少なくとも今後10年程度継続すべき。 ・地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務に関する予算の相当部分について、消費者安全法及び地方財政法を改正し、国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべき。 ・地方消費者行政における法執行等を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性のある施策を講じるべき。
11月30日	地方消費者行政に対する国の財政的支援の継続を求める会長声明	福岡県弁護士会 会長 作間 功	<p>交付金等によりそれまでに整備した体制の維持、地域格差の是正及び国の事務の性質を有すると考え得る事項への対応のためには、国が、用途を消費者行政に限定した地方自治体に対する実効的かつ継続的な財政支援を行うべきであり、「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」の報告書の公表を受け、改めて、地方消費者行政に対する国の財政的支援を求める。</p>
12月4日	地方消費者行政の一層の強化を求める会長声明(参考送付)	宮崎県弁護士会 会長 小林 孝志	<p>地方消費者行政の財政基盤の確保・充実のためには地方消費者行政推進交付金の対象事業を2018年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう同交付金の実施要領を改めるか、又は地方消費者行政の体制・機能強化のための新たな特定財源を立ち上げることが必要である。また、消費生活相談情報のPIO-NET登録など、国の業務と関連があり、全国的な水準を向上させる必要性が大きい業務が地方公共団体により担われていることに鑑みれば、地方財政法第10条を改正し、これらを担当する地方公共団体の職員・相談員の人件費等の相当割合を、国が恒久的に負担すべきである。</p> <p>また、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国による実効性ある支援の強化が望まれる。さらに、業務に携わる職員の人的側面・経済的側面等の待遇改善・向上、弁護士等のパートタイム雇用による法的知識の充実等による地方消費者行政の一層の充実が求められている。</p> <p>こうした国による継続性のある財政支援とさまざまな施策への実効性ある支援を通じた、地方消費者行政の一層の強化を求める。</p>

<消費者安全関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月9日	ベンゾジアゼピン系薬物の「使用上の注意」改訂に対する意見書(参考送付)	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>2015年10月28日付けの要望書(「ベンゾジアゼピン系薬物に関する要望書」)に対する厚生労働省の対応がいまだに不十分なため、同省に対し、改めてベンゾジアゼピン系薬物の添付文書の改訂に係る次の指導を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連用による薬物依存が「承認用量の範囲内においても」生じうることを明示した上で、「使用上の注意」欄ではなく「警告」欄に記載すること。 2 次の2点を「使用上の注意」欄に記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①連用により、高齢者における認知症や転倒による骨折のリスクが増加すること。 ②多剤併用によって薬物依存のリスクが高まること。 3 「用法・用量」欄を改訂し、使用期間(処方継続期間)を原則として4週間以内に限定すること。

<消費者教育推進関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月16日	「消費者市民社会の実現に向けて弁護士が消費者教育に積極的に取り組むことの宣言」(参考送付)	中部弁護士会連合会 理事長 青島 明生	<p>2012(平成24年)12月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、まもなく5年を迎えるが、とりわけ消費者市民社会の実現に向けた消費者教育の推進は不十分であり、2017(平成29)年4月に消費者教育推進会議が発表した「消費者教育の推進に関する基本的な方針 中間見直し」では、消費者市民社会の形成へ寄与する消費者を育む消費者教育は意識されつつあるものの、その十分な浸透までには至っていないことが指摘されている。</p> <p>弁護士法第1条に規定される弁護士の使命、教育基本法第1条に規定される教育の目的等を鑑みると、弁護士が消費者教育に積極的に関与する意義は非常に大きく、弁護士会には、行政、学校、消費者団体等と連携を図る上でコーディネーターとしての役割が期待される。よって、今後の消費者教育において、弁護士及び弁護士会が行動を起こすため、次のとおり宣言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 弁護士及び弁護士会は、消費者市民社会の実現に向けて、消費者教育の推進のための活動に積極的に取り組む 2 弁護士及び弁護士会は、消費者教育の重要性が増す学校教育の場において、行政、学校及び消費者団体等と連携を図りながら、消費者教育の実践に積極的に取り組む

<公益通報者保護制度関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月25日	早期の公益通報者保護法改正を求める意見書 ～東レ子会社・三菱マテリアル子会社・神戸製鋼・日産自動車等の不祥事をうけて～	市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める 全国連絡会 事務局長 弁護士 拝師 徳彦	<p>近時、検査データ改ざんや無資格者による検査等、大きな企業不祥事が明らかになっている。不祥事を起こした企業の中にはこうした不正に疑問を持つ社員も少なからず存在していたはずであり、本来であれば公益通報者保護法がこのような社員を保護し、安心して不正是正のための声を上げることができなければならないが、現行法は安心の担保になっていないと思われる。</p> <p>消費者庁では平成28年12月に公益通報者保護制度の実効性の向上について検討し報告書を取りまとめたが、その後法改正に向けた動きは見られない。見直し作業は、附則に規定された期限から大幅に遅滞しており、至急法改正の議論を加速させていく必要がある。市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を行うよう強く要望する。</p>

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月9日	副反応検討部会等の開催案内のあり方について(参考送付)	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の開催案内のあり方について、下記問題点を改善すべきである。</p> <p>1. 開催日の案内について 開催日の案内は概ね1週間前と短く、特にHPVワクチンに関する審議事項が含まれている開催日については、開催告知が直前になることが続いている。開催は平日の日中であるため傍聴者は日程の調整が必要であることや、開催日は1以上前に決まっているはずであるため、十分な日程をとって開催案内をすることを求める。</p> <p>2. 審議事項の案内について 傍聴案内の議題の記載内容が「報告事項」となっており、これではHPVワクチンに関する事項が報告されることが全く分からない。傍聴するかどうかの判断ができるよう、開催案内において、議題を必ず具体的に記載するよう求める。</p>
11月20日	神戸製鋼、日産自動車等の安全軽視の不正行為について行政施策の観点からの原因究明と再発防止策を求めます	主婦連合会 会長 有田 芳子	<p>神戸製鋼の品質検査データ偽装、日産自動車等の無資格検査など、極めて悪質で深刻な不正行為に関して、全容解明には至ってない。消費者の身体生命の安全に密接に関わる部門における長年の不正行為に対して、真の原因究明と抜本的再発防止策の策定、実施を求める。 OJIS認証制度でなぜ長年見抜けなかったのか</p>
12月25日	少年法の適用年齢下げに改めて反対する会長声明	佐賀県弁護士会 会長 稲津 高大	<p>現行の少年法こそ18,19歳の少年を立ち直らせることができる制度であり、少年の更生にきちんと効果を発揮している。 また、選挙権の年齢や成年年齢を引き下げることが、少年法の適用年齢を引き下げる理由にはならない。選挙権を付与することや民法の成年年齢を下げるとは目的が違うのだから、年齢を統一化する必要性はない。 少年法の適用年齢を引き下げるとは少年犯罪の抑止や厳罰化につながることはない。 これらの理由から少年法の適用年齢の引下げに反対である。</p>